

地域密着型介護老人福祉施設みずほ園料金表

1 介護保険給付サービス利用料金

ご利用料金については以下の通りです。利用者の負担額の減免制度などの対象者である場合はその認定に基づいた負担額となります。

サービスを利用した場合にお支払いいただく利用者負担金は、原則として次の利用料の1割～3割額です。
(1日につき)

ご利用者の要介護度	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
	6,610円	7,300円	8,030円	8,740円	9,420円

- ※ ご契約者がまだ要介護認定を受けていない場合には、サービス利用料金の全額を一旦お支払いいただきます。要介護認定を受けた後、自己負担額を除く金額が介護保険から払い戻されます(償還払い)
償還払いとなる場合、ご契約者が保険給付の申請を行なうために必要となる事項を記載した「サービス提供証明書」を交付します。
- ※ 介護保険からの給付額に変更があった場合、変更された額に併せて、ご契約者の負担額を変更します。

【加算料金】 お支払いいただく利用者負担金は、次の金額の1割～3割です。(1日につき)

加算の種類	加算の内容	加算額
日常生活継続支援加算	重度の要介護状態の者や認知症の入所者が多くを占め、かつ介護福祉士を有する職員を手厚く配置し、可能な限り個人の尊厳を保持しつつ日常生活を継続することができるよう支援する施設の場合	460円
看護体制加算	(Ⅰ) 常勤の看護職員を1名以上配置している	120円
	(Ⅱ) 常勤の看護師および看護職員を配置し24時間連絡体制を確保し、必要に応じて健康上の管理を行う体制を確保	230円
看取り介護加算(Ⅰ)	入所者又は家族の同意を得て、看取り介護に関する計画により行う場合	
	死亡日以前31日～45日	720円
	死亡日以前4日～30日	1,440円
	死亡日の前日、前々日	6,800円
	死亡日	12,800円
個別機能訓練加算	(Ⅰ) 機能訓練員として療法士を配置し、リハビリ計画を策定、実施している場合	120円
	(Ⅱ) 個別機能訓練加算(Ⅰ)を算定し、個別機能訓練計画の内容等の情報を厚生労働省に提出している場合	200円
ADL維持等加算(Ⅰ)	日常生活動作について評価し、結果を厚生労働省に提出している場合	300円/月※
精神科医療養指導加算	精神科を担当する医師による定期的な療養指導が月2回以上行なわれている場合	50円
初期加算	新入所した日から起算して30日以内の期間、及び30日を越える入院後、再入所した場合(30日を限度)	300円
退所時等相談援助加算	退所前後訪問相談援助加算(入所中、退所後各1回を限度)	4,600円
	退所時相談援助加算(1回を限度)	4,000円
	退所前連携加算(1回を限度)	5,000円
栄養マネジメント強化加算	必要な体制整備がなされ、低栄養のリスクに対応し、栄養ケアマネジメントを行った場合	110円
経口移行加算	必要な体制が整備され経管による食事摂取の方などが経口の食事の摂取を進める為の栄養管理を行なった場合	280円
経口維持加算(Ⅰ)	誤嚥が認められる入所者ごとに経口維持計画に基づく食事の摂取を進めるための特別な管理を行った場合	4,000円/月※
療養食加算	厚生労働大臣が定める療養食を提供した場合(1日につき3食を限度)	60円/食
入院または外泊時の費用	入所者が病院または診療所への入院を要した場合及び居宅における外泊を認めた場合(1月に6日を限度)	2,460円
口腔衛生管理加算	(Ⅰ) 歯科医師及び歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が介護職員に対して口腔ケアに関する技術的助言及び指導を年2回以上行っている場合	900円/月※
	(Ⅱ) に加え、口腔衛生の管理に係る計画の情報を厚生労働省に提出している場合	1100円/月※
排せつ支援加算	(Ⅰ) 排泄障害を軽減できると医療職が判断し利用者が望んだ場合	100円/月※
	(Ⅱ) の要件を満たしている施設において、改善するか、悪化がない場合又は、おむつ使用無しに改善している場合	150円/月※

	(Ⅲ)の要件を満たしている施設において、改善するか、悪化がない場合かつ、オムツ使用なしに改善している場合	200円/月※
褥瘡マネジメント加算	(Ⅰ)褥瘡発生の危険性の評価と、その危険性が高いと認められる入所者について多職種協働で褥瘡ケア計画を策定し、管理を行った上で褥瘡が発生した場合	30円/月※
	(Ⅱ)褥瘡発生の危険性の評価と、その危険性が高いと認められる入所者について多職種協働で褥瘡ケア計画を策定し、褥瘡の発生がない場合	130円/月※
科学的介護推進体制加算	(Ⅰ)利用者に関する情報を厚生労働省に提出し、サービスの提供にあたり必要な情報を活用している場合	400円/月※
	(Ⅱ)(Ⅰ)に加えて、疾病の状況や服薬情報等を提出している場合	500円/月※
自立支援促進加算	医師が定期的に医学的評価の見直しを行い、計画策定に参加している場合	3,000円/月※
安全対策体制加算	事故発生防止指針の整備等、事故予防のための対策を整備している場合(新規入所時のみ1回)	200円
介護職員処遇改善加算(Ⅰ)	介護職員の処遇改善について計画的に取り組んでいる場合	(基本料金+加算料金)×8.3%
特定処遇改善加算(Ⅰ)	介護職員等の資質の向上や「労働環境・処遇改善」等に取り組んでいる場合	(基本料金+加算料金)×2.7%
介護職員等ベースアップ等支援加算	(1)処遇改善加算をすでに算定していること (2)加算額の3分の2は介護職員等の「基本給」または「毎月支払われる手当」の引き上げに使うこと	(基本料金+加算料金)×1.6%

※月単位もしくは回数単位

2 介護保険の給付対象とならないサービスの概要と利用料金

次のサービスは、利用料金の全額がご契約者の負担となります。

(1) 居住費及び食費

(1日につき)

居住費	2,006円
食費	1,620円

負担限度額認定を受けた場合には、認定証に記載されている負担額とします。

(2) その他の費用

次のサービスは、利用料金の金額がご契約者の負担となります。

特別な食事	栄養士の作成した献立以外の食事等を希望される場合は(酒類を含む)要した費用の実費を頂きます。
理髪	利用料金：1回あたり 2,300円
金銭管理サービス	ご契約者の希望により、所持金管理サービスをご利用いただけます。尚、詳細につきましては別紙「上越老人福祉協会運営特別養護老人ホーム施設入所者金銭管理規程」とおりました。
レクリエーション、クラブ活動	ご契約者の希望により、レクリエーション・クラブ活動に参加していただくことができます。利用料金：材料費・参加費等の実費を頂きます。
複写物の交付	要した費用の実費
日常生活品の購入代行	ご契約者及びご家族自らの購入が困難な場合には、施設代行サービスをご利用いただけます。購入費用については実費相当分を請求いたします。